

平成17年度 6月議会 一般質問書

通告に従い順次質問を致します。

まず、インター A 地区の商業施設周辺交通対策について伺います。関係者待望の商業施設、ヒバホームとイトヨカドが開業し、三郷市の中心商業施設と言えるお店が開業しました。イトヨカドの開業初日は5万人の来場者があったということです。新たにバス路線も開設され多くの利用者もいましたが、来場者の多くは、車を利用し4000台以上用意された駐車場はいっぱいになりました。当然周辺道路は大変な渋滞を引き起こしました。これまでの周辺の交通対策、環境整備は全くせず、言わばなるべくして成ったと言う誠に情けない状況でした。幹線道路の渋滞は、必然的に周辺的生活道路に車の進入があり、交通事故を誘発する心配も出て来ました。事実、早々に齶形地区で事故が発生しました。三郷市はこの様な事態をどう予想し事前にどの様な対策を講じてきたのか伺いたいと思います。

次に、記念碑通りの渋滞解消について伺います。この問題は16年3月に質問をしましたが、市長からは明確な答弁がありませんでした。イトヨカドの開業は記念碑通りの日中でも渋滞が発生する事態になり我々周辺住民に取りましても大変不便を来す様に成りました。幸房用水を一部改修し、高速道路への右折車線の新設、又、通学道路としての整備改修する事が急務の事態に成りました。どの様に考えているのか、整備目標をお聞かせいただきたいと思います。又、南蓮沼泉線の整備と蓮沼橋を早期着工すべきであると思います。平成17年度中には完成するということですが、交通渋滞の緩和、又、生活道路への車の進入を減らす事からも早急に工事が必要なのではと思います。いつ工事開始に成るのか伺いたいと思います。

幹線道路の渋滞が周辺地域的生活道路も大きな影響を受ける事になり、地域全体の交通対策、車の流れを考える事が必要なのではないかと思います。面としての地域全体の対策をどの様に考えているのか伺いたいと思います。当然予想していたことと思いますが、今後どの様な対策を講ずるのか伺いたいと思います。

次に、ヒバホーム、イトヨカドのオープン式典への市長の対応について伺います。今回の両店の開業は、関係地権者が大変な苦勞をし、しかも、大きなリスクを抱えようやく誘致出来た事業であります。しかも開発に伴う大きな利益を三郷市にもたらします。又、大きな雇用も発生さ

せ、文字通り三郷市の中心核施設を作り上げたと言えると思います。市長の認識はどの様な事なのでしょうか。何を置いても出席し、街の発展を願うものではないかと思いますが、その席を欠席した理由が私には解りません。関係地権者に解るように説明すべきではと思いますが、市長の考えを伺いたいと思います。

次に、文化振興公社、消防組織のトップ人事について伺います。文化会館は、昭和59年早稲田地区の区画整理事業による地権者の皆さんの協力により建設されました。文化会館の運営については、条例を制定し文化振興公社として今日まで、三郷市の文化向上に大きな指名を果たして来たものと思います。開館以来21年経過しようとしています。振興公社としての採用された職員も21年経過しました。現在の人事は、文化会館館長をはじめ各地区センターの所長は市職員を派遣している状況です。開館以来21年経過した事は、人材も育ったのではと思います。現場に精通した振興公社職員を館長、所長として抜擢をして、公社職員自ら施設活用に努力する様な人事をすべきではないかと思いますが、本庁職員のポストとしてこのまま続ける事は、施設の活用だけでなく、公社職員の能力をも奪う事になるのではないかと思いますが、是非検討すべきではないかと思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。又、人事については、消防組織に着いても同様の事が言えます。消防庁舎が出来、現体制が敷かれたのが昭和44年です。36年経過しようとしています。消防組織は市民の命と財産を守る最前線組織です。しかも近年、大きな災害が各地でおき、しばしば、その対応については様々な意見が聞かれる事もあります。正にこの組織こそが、現場に精通し、経験と行動力が試される組織であると思います。本庁の職員の1ポストで済む問題ではないと思います。経験と能力に優れたしかも現場を熟知した職員をトップに抜擢すべきではと思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、文化振興公社の組織について伺います。組織は公社全体を管理する総務係と事業係があります。各地区センターは事業係が直接運営すると言うことであると思います。果たしてこの組織で文化会館をはじめ各施設の有効活用が出来るのでしょうか。三郷市文化会館設置及び管理条例の第1条に市民の教養を高め、文化生活の向上と福祉の増進を図るため、三郷市文化会館を設置する。とありますが、どれだけの施設活用ができるのでしょうか。各館の施設の有効

利用を進めるための組織再編成を考えるべきではないかと思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

組織再編により、事業主体としての活動が出来る様にする事が、指定管理者制度に対する公社としての存在を示す事に成るのではないかと思います。現体制の組織では、職員にとっても、施設としても益々その存在を疑問視されてゆくのではないかと思います。指定管理者制度に対する文化振興公社の対応について市長の見解を伺いたいと思います。

次に、認定農業者の為の生産緑地拡大について伺います。農水省は平成11年に農業基本法農政から離脱し、食料・農業・農村基本法を制定し、大幅な見直しをしようとしています。そこでは、これからの農業の主たる担い手を認定農業者と集落営農組織に力点をおくと言う、従来の農業政策を大きく変えようとしています。三郷市でも12名の認定農業者がいます。認定農業者の市町村における農業政策の中での役割は大きく、認定農業者の取り組みに対しては、行政が全面的に協力をする様に位置付けようとしています。三郷市の12名の認定農業者の取り組みに対して行政としてどの様な政策を打ち出してゆくのか市長の見解を伺いたいと思います。

市街地における農地の果たす役割は緑地空間のみならず、防災、環境と様々効用があります。三郷市の市街地の環境を考えると、区画整理未整備が多く農地の減少は即、住環境の悪化を招く事にも成ります。農地の減少をいかに止めてゆくかと言うことも農政に止まらず、まちづくりの点からも考えなければ成らないと思います。市街地の農地の減少をどう考えているか市長の見解を伺いたいと思います。埼玉県は、3月「生産緑地追加の指針」を策定し、各市町村の判断で追加指定出来る様示しました。指針によると5つの概要「環境保全、防災、リクリエーション、景観、農地保全」に14の項目を示し、該当する農地については生産緑地として指定する事が出来るとなりました。三郷市内の認定農業者は市街化調整区域の比較的大規模な農家が認定を受けているようですが、この様な指針が示された事で、市街化区域内での農家の中で新たに認定を受けようとする農家もあるのではないかと思います。生産緑地法の法の精神からも認定農業者に限って生産緑地の新たな追加を検討しても良いのではないかと思います。市長の見解を伺いたいと思います。

次に、各課情報の共有について伺います。パソコンの配備は全職員

に渡り、出先を含めて庁内ランが整備されています。市のホームページを見ても各課のホームページは未だに UP されておらず、正に、情報化のスピードが遅いと言う感じがします。担当課長全員がパソコンを利用し、メールは無論、情報伝達をどの程度利用しているのか伺いたいと思います。まさかパソコンにさわらない管理職はいないと思いますが、実情を伺いたいと思います。

パソコンによる情報伝達、管理は、従来の判を押し上司の顔色を伺う上下の関係から、LAN 上に全員がアクセス出来る共有の情報が行われているフラットな関係に成る事が庁内 LAN であると思います。各課の事業内容、進捗、新たな取り組み等々、様々な情報を市職員が共有出来る事が必要で、そのためのツールとして庁内 LAN を構築したものであると思います。新たな事業に対して各課の意見を聞く、公共事業の進め方が関係各課全員が意見を言える環境が必要であると思います。現在、どのような方法で各課の情報を共有出来ているのでしょうか。伺いたいと思います。又、新たな施策、又、政策立案過程でのコーディネートする担当はどの様に行われているのか、市長に伺いたいと思います。

情報の共有は全職員に様々な発言の機会を与える事にもなると考えています。又、各課の事業についても多くの職員が目につれ、担当者にとってもやりがいのある環境を作る事が出来るのではないかと思います。現状の情報共有はどのような状況になっているのか伺いたいと思います。

以上で一問目を終わります。